

**大阪市立総合医療センター
美容室営業事業者募集要項**

令和 7 年 10 月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

目 次

	ページ
1 事業概要	1
2 入札契約方式	2
3 入札参加資格要件	2
4 関係会社の参加制限	3
5 落札者決定までの流れ	4
6 入札スケジュール	4
7 質疑書の提出及び回答	4
8 現地の下見について	5
9 入札書の提出	5
10 開札日	6
11 入札参加資格審査	6
12 落札者の決定	7
13 落札者の決定の取消	7
14 その他	7

- ・ 大阪市立総合医療センター美容室営業に関する仕様書
- ・ 別図（美容室位置図）
- ・ 様式 1～4
入札書・誓約書・営業実績報告書・委任状
- ・ 参考（地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書）
- ・ 参考（誓約書）（暴力団等の排除に関する特記仕様書において定めているもの）

大阪市立総合医療センター美容室営業事業者募集要項

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）は、大阪市立総合医療センター美容室営業事業者（以下「事業者」という。）を選定するための必要な手続きについて、次のとおり定めるものとする。

入札に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を確認の上申込むこと。

1 事業概要

(1) 事業名称

大阪市立総合医療センター美容室営業事業

(2) 事業形態

事業者不動産（病院建物の一部）を貸し付ける

(3) 賃貸借不動産

所在地 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号

建物名称 大阪市立総合医療センター

階 5階

面積 25.76 m²

(4) 営業日・時間

ア 営業日

月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び年末年始期間（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

イ 営業時間

午前9時から午後5時まで

(5) 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

賃貸借期間満了日の6カ月前までに機構、事業者のいずれからも機関の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和13年3月31日を超えないものとする。

(6) 賃貸借料

本公募による決定金額

(7) 光熱水費等

営業準備期間の使用分を含め事業者の負担とする。

(8) 店舗の設置・改修・修繕・模様替・撤去等を行う場合は、別添資料に基づき行うこと。

(9) 特記事項

賃貸借の対象部分を含む病院敷地内は全面禁煙

(10) その他契約条件

その他契約条件は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書」及び「大阪市立総合医療センター美容室営業に関する仕様書」に記載のとおりとする。

<参考>

大阪市立総合医療センターの概要

- ・ 病 床 数 1,063 床（一般 975 床、精神 55 床、感染症 33 床）
- ・ 診 療 科 46 診療科
- ・ 休 診 日 土曜、日曜、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ・ 外来患者数 1,888.0 人／日（令和 6 年度実績）
- ・ 入院患者数 780.9 人／日（令和 6 年度実績）

2 入札契約方式

事後審査型一般競争入札

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 直近 3 年間に於いて、継続して美容室の営業実績があること
- (2) 営業に必要な許認可等を取得又は営業開始日までに取得できる者であること
- (3) 大阪市内又は大阪府に隣接する市（大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市）に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること
- (4) 国税（法人税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）の未納がないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (6) 破産者で復権を得ない者でないこと

- (7) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第2条に基づく停止措置を受けていないこと
- (8) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (9) 本募集要項、地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書、及び大阪市立総合医療センター美容室営業に関する仕様書の内容を遵守できること

4 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者（入札書に記名押印する者）が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ、）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

オ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

カ 一方の会社等の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合など

5 落札者決定までの流れ

- ① 入札において、入札額が機構の設定する最低金額（予定価格）以上で、かつ、最高金額を提示した事業者を落札候補者とする。同時に次順位以降の審査順位を確定する。（提示金額が同額の場合は、くじにより決定する。）
- ② 落札候補者が入札参加資格審査資料を提出する。
- ③ 入札参加資格審査において、入札参加資格要件を有している場合は、落札候補者を落札者として決定する。
- ④ ③で入札参加資格要件を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を改めて落札候補者とする。
- ⑤ 以降、落札者が決定するまで②～④の手続きを繰り返す。

6 入札スケジュール

・ 公告及び募集開始	令和7年10月30日（木）
・ 質疑書提出期限	令和7年11月19日（水）
・ 質疑書への回答	令和7年11月28日（金）（予定）
・ 入札書の提出期限	令和7年12月8日（月）
・ 開札日	令和7年12月9日（火）
・ 入札参加資格審査	令和7年12月10日（水）
・ 落札者の決定	令和7年12月12日（金）（予定）

7 質疑書の提出及び回答

(1) 提出方法

電子メールにより受け付ける（様式自由）。

電子メール → nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

件名には「美容室営業仕様書等に対する質疑」と記載すること。

(2) 提出期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月19日（水）17時15分まで

(3) 回答日

令和7年11月28日（金）（予定）

(4) 回答方法

機構ホームページ上に掲載する。ただし、質疑がない場合は掲載しない。

8 現地の下見について

現地の下見を希望する事業者に対して、随時下見を実施する。現行の事業者が営業中のため、下見を希望する場合は、事前に機構まで連絡すること。

なお、現地の下見は、入札参加のための必須条件ではない。

9 入札書の提出

(1) 提出方法

ア 郵送等（書留郵便等配達記録が残るものに限る。以下「郵便等」という。）による入札書の提出

（提出物）入札書（様式1）

委任状（代理人により入札しようとする場合）（様式4）

（送付先）〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知

発送後、速やかに郵便等の「お問い合わせ番号」等を電子メールで通知すること。

電子メール → nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「美容室営業入札書のお問い合わせ番号【法人名】」と記載すること。

(2) 提出期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月8日（月）17時15分まで（必着）

※ 郵便等の「お問い合わせ番号」等において、各事業者のホームページで標記日時までの配達完了（届け済み）の記録が確認できるものについて、有効なものとして取り扱う。

(3) 記入要領

ア 入札書には、最低金額（予定価格）以上の金額を記入すること

最低金額（予定価格）：金1,320,000円（年額・税込）

イ 金額の頭部（左欄）に「¥」又は「金」を記入すること

ウ 印鑑は登録印（印鑑証明書と同一のもの）を押印すること

(4) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ア 最低金額（予定価格）を下回る金額によるもの
- イ 提出期限後に到着したもの
- ウ 機構が指定した入札書を用いないもの
- エ 入札書に記名押印がないもの
- オ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) その他

- ア いったん提出した入札書は、撤回又は訂正することはできない。
- イ 入札書の金額は、固定資産賃貸借契約の年額賃貸借料（税込）として取り扱う。
- ウ 消費税率及び地方消費税率の改定があった場合は、改定幅に応じて賃貸借料を変更する。

10 開札日

令和7年12月9日（火）11時

11 入札参加資格審査

落札候補者となった事業者は、次の要領で入札参加資格審査資料を提出すること。

(1) 入札参加資格審査資料（提出書類）

- ア 誓約書（様式2）
- イ 営業実績報告書（様式3）
- ウ **【国税】**納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（令和6年度分）
【市税】納税証明書（令和6年度分）

※国税は法人税、市税は法人市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）を対象とする。

※固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について、令和6年1月1日現在、大阪市又は大阪市に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。

- エ 履歴事項全部証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 事業概要（会社パンフレット等）
- キ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）

（注）ウ、エ及びオは、発行後3カ月以内のものに限る。

(2) 提出期間

令和7年12月10日（水）から機構の指定する日まで

※ 受付時間帯は、平日の8時45分から17時15分までとする。ただし、昼休み時間帯（12時15分から13時まで）は除く。

(3) 提出方法

ア 郵便等又は持参により提出すること

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知（郵便等の場合）

電子メール → nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「美容室営業入札参加資格審査資料」と記載すること。

(4) 提出場所

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル5階

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

12 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札参加資格審査において、入札参加資格要件を有している場合は、落札候補者を落札者として決定する。

(2) 業者決定通知書の送付

落札した事業者には、業者決定通知書を送付する。

(3) 入札結果の公表

落札者を決定したときは、事業者名及び落札金額を機構ホームページ上で公表する。

13 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者の決定を取り消す。

(1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合

(2) 不正な手段により落札者に選定されたと認められる場合

(3) 落札者が入札参加資格を失った場合

(4) その他落札者が契約の相手方として不適当と認められる場合

14 その他

(1) 不正な入札が行われる恐れがあるとき。又は災害その他やむを得ない理由で適正な入札が確保されない恐れがあるときは、入札を中止又は延期することがある。

(2) 入札参加に関する一切の費用及び契約手続きに関する一切の費用については、事

業者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、業者選定の用途以外に使用しない。
- (4) 書類の作成において、機構から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。また、提案書類等の作成以外に使用してはならない。なお、本要項による手続きが完了した後も同様とする。

<募集に関する問い合わせ先>

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

☎ 06-6929-3605 **F A X** 06-6929-2031

店舗の設置・改修・修繕・模様替・撤去等を行う場合は、下記により行うこと。

・区分表

	A工事	B工事	C工事
発注・契約	機構	事業者	事業者
費用負担	機構	事業者	事業者
設計・施工	機構で決定	機構で推薦	事業者で選定

・工事作業時間の制限等

病院の運営に支障をきたさないように下記により行うこと。

騒音・振動・臭気等の生じる作業 事前に協議し許可を受けた日時

工事用資機材・撤去材の搬出入 事前に協議し許可を受けた日時

第三者との事故を起こさないように、交通誘導員等を配置する等安全対策を行うこと。

・官公庁への申請・届出等

法令等により官公庁等への申請・届出等が必要な場合は、事業者の負担により行うこと。

(例)

消防設備等設置届出書(自火報・非常警報・スプリンクラ・消火器等)

防火対象物使用開始届

※賃貸する建物は、消防法による防災規制の対象であるので、賃貸物件に設置する物品等は、法令に準拠したものであること。

・機構側の担当

総務課	工事の為の立入連絡、騒音作業等の連絡
施設課	建物・建物設備に対する技術的窓口
財務課	契約関係・上記に含まれないもの

その他

分界点の解釈は次のとおりとする。

既存設備と本仕様書に記載している内容にて分界点が明らかな場合は、その分界点

上記が、明らかでない場合は、機構と事業者で協議を行う。なお、協議が整わない場合は機構で決定する。

・区分表(建築)

種別	A工事	B工事	C工事	備考
【構造】				
柱	○			既存のまま
床	○	※		既存のまま
※床等の構造に穴あけ等の変更を加える場合は、事前に機構と協議を行い許可を得た後に行う。(B工事とする)				
	A工事	B工事	C工事	備考
【建築仕上】				
内装(天井・壁・床)			○	
内部造作・内部建具			○	鍵錠は、既存錠システム
				に合わせることを。
看板・その他造作物			○	
外壁・外部建具	○			既存のまま

・区分表(機械設備)

種別	A工事	B工事	C工事	備考
【給排水衛生設備】				
給水管(分界点まで)	○			既存のまま
給水管(分界点以降)			○	
給湯(分界点まで)	○			既存のまま
給湯(分界点以降)			○	
雑排水(床下～下水道)	○			既存のまま
衛生器具・流し			○	
ヘアーキャッチ			○	
【空調設備】				
空調熱源機器	○			既存のまま
空気調和機・排気ファン	○	※		既存のまま
給気・排気ダクト			○	
制気口			○	
冷水・温水管(分界点まで)	○	※		既存のまま

※分界点より病院建物側を変更する場合は、B工事とする。

種別	A工事	B工事	C工事	備考
冷水・温水管(分界点以降)			○	
ファンコイル(制御含む)・パッケージエアコン			○	
【消火設備】				
スプリンクラポンプ等	○			既存のまま
スプリンクラ配管・ヘッド等(分界点まで)	○			既存のまま
スプリンクラ配管・ヘッド等(分界点以降)		○		

・区分表(電気設備)				
種別	A工事	B工事	C工事	備考
【電気設備】				
電灯・動力用主幹配線	○			既存のまま
電気計量メーター			○	
分電盤・動力盤	○			既存のまま
照明器具、コンセント			○	
同上用配線			○	
非常灯、誘導灯		○		
同上用配線		○		
非常灯点灯信号用配線(AC100V)		○		分電盤分岐回路(専用)取出
自動火災報知盤	○	※		改造が必要な場合は※ (レイアウト変更がある場合は改造必要)
感知器・同上用配線		○		
防火(煙)扉・排煙口接続・試験		○		
上記に伴う消防署届出		○		
非常放送架	○	※		既存のまま
スピーカー・同上用配線		○		
上記に伴う消防署届出		○		

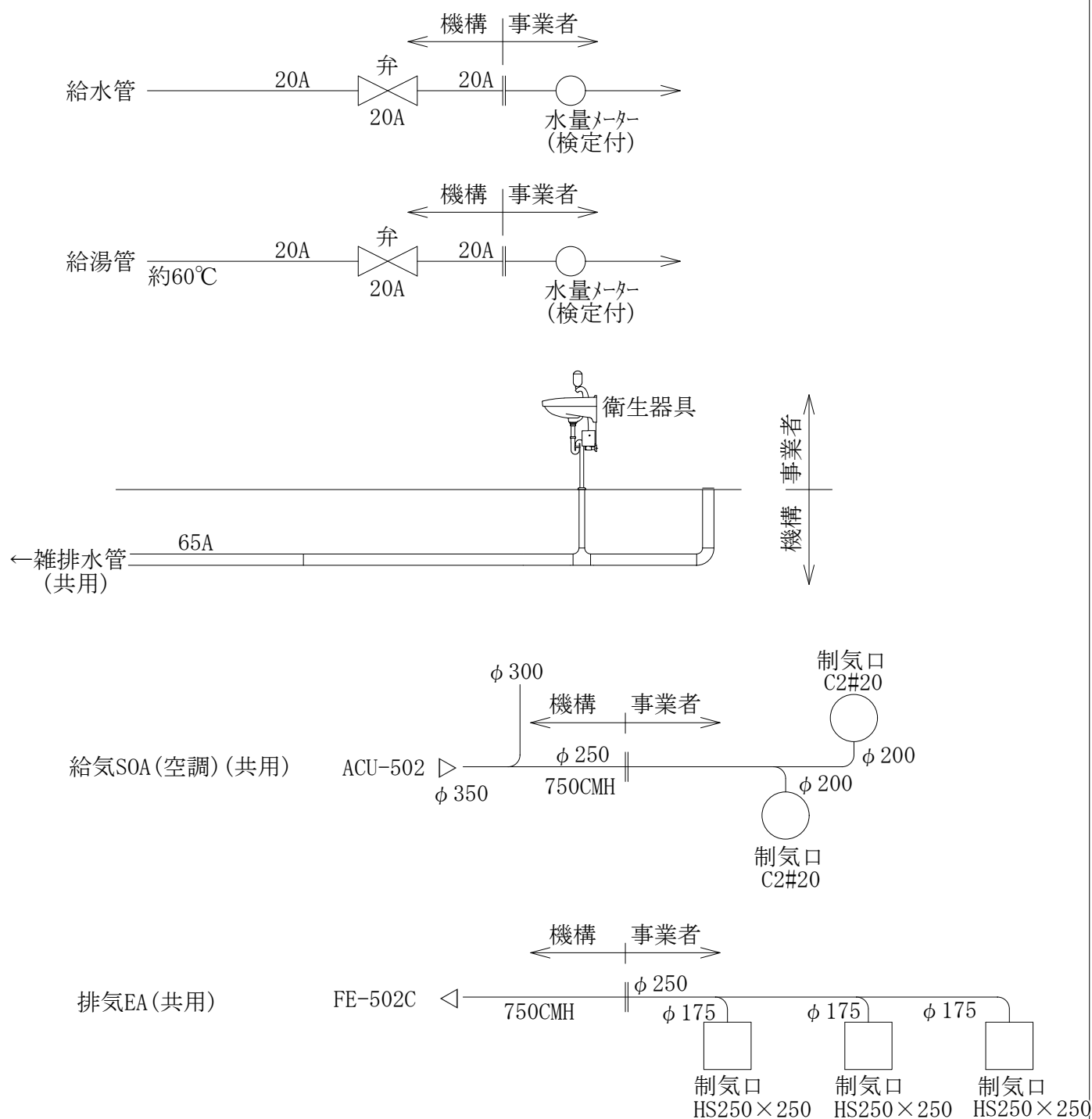
種別	A工事	B工事	C工事	備考
運営事業者側放送設備			○	
非常放送用カトリレー等		○		
上記に伴う消防署届出		○		
有線電話用配線(MDF～分界点)	○	※		既存のまま
有線電話用配線(分界点以降)			○	
インターネット光配線用配管等(7階PS～1階PS)	○	※		既存のまま
インターネット光配線用配管等(1階PS～店舗)		○		

※分界点より病院建物側を変更する場合は、B工事とする。

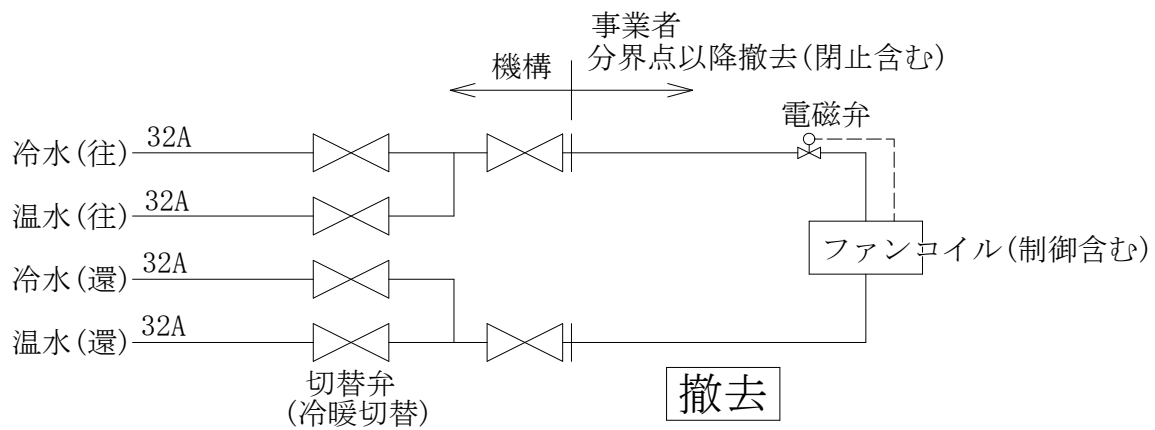
店舗の設置・改修・修繕・模様替・撤去等を行う場合は、事前に改修図面をもって担当課と協議を行うこと。

店舗の設置・改修・模様替等を行った場合は、その図面等を担当課に提出する。

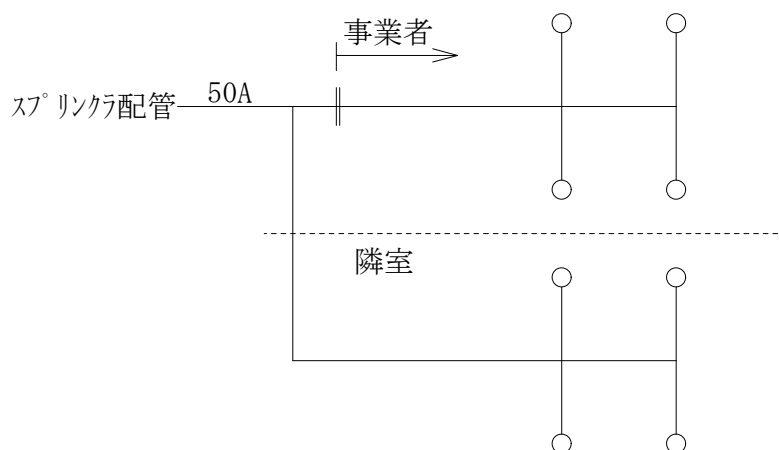
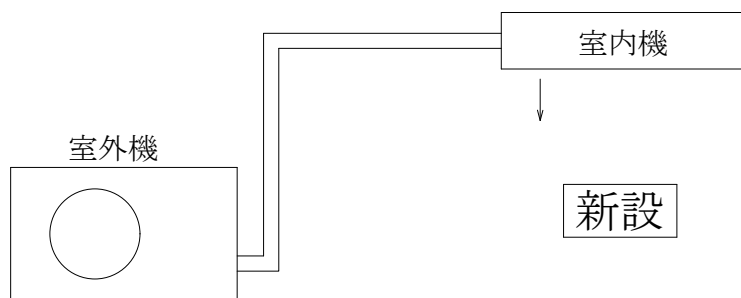
・各設備の区分等(機械設備)



本図は、完成図を元に作成しているので、現地と若干の相違がある場合がある。

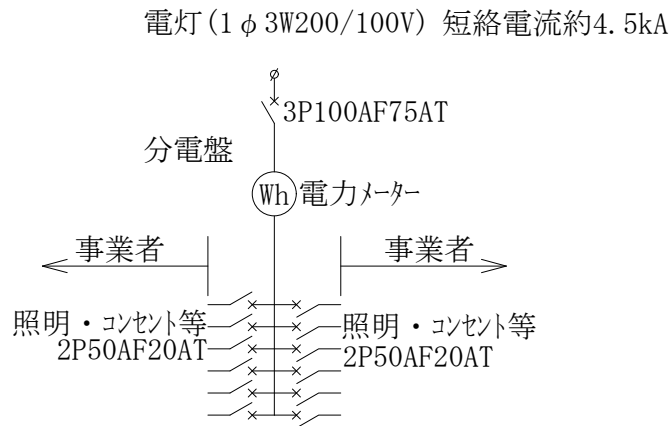


パッケージエアコン
事業者設置 (電源・ドレン管等を含む)

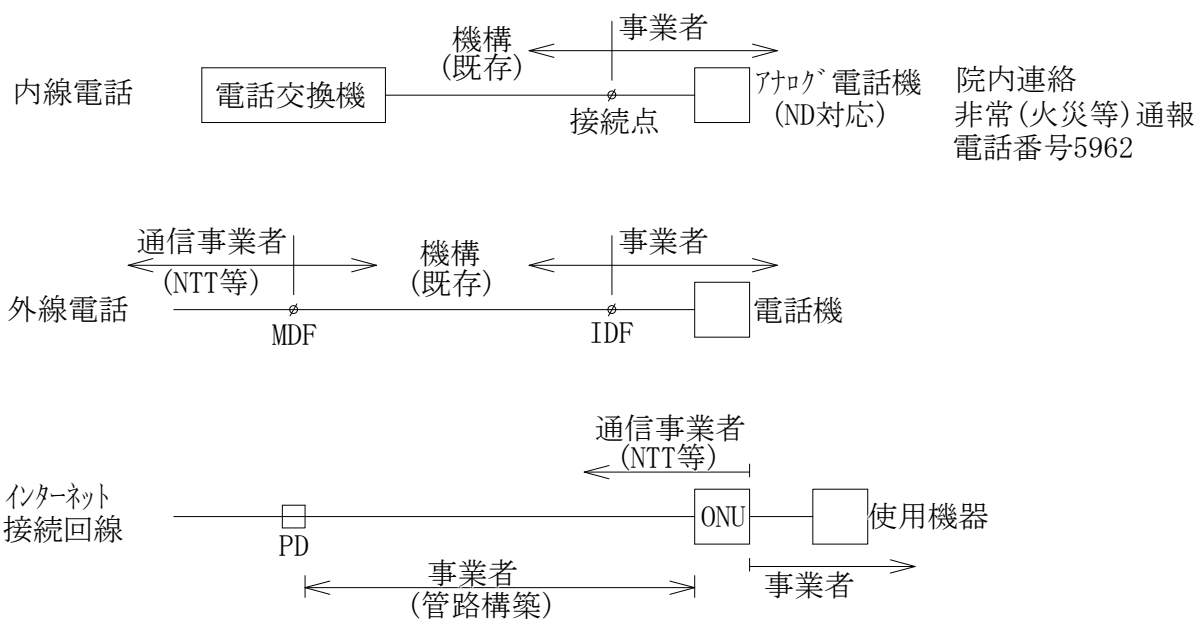


本図は、完成図を元に作成しているので、現地と若干の相違がある場合がある。

・各設備の区分等(電気設備)



※分電盤の分岐配線用遮断器は、使用する機器・用途に応じた仕様に取り替えることができる。費用は事業者の負担とする。



本図は、完成図等を元に作成しているので、現地と若干の相違がある場合がある。

店舗の建物・建物設備の保守点検等は、下記による。

・区分表

種別	発注・契約	費用負担	適要
消防設備点検	機構	機構	
防火管理点検	機構	機構	
建築設備定期検査	機構	機構	
空調設備点検(病院側)	機構	機構	ACU-502・FE502C
空調設備点検(店舗側)	事業者	事業者	
電気設備点検(病院側)	機構	機構	
電気設備点検(店舗側)	事業者	事業者	
ヘアーキャッチャー点検・清掃	事業者	事業者	下記に特記あり

ヘアーキャッチャー点検・清掃は、定期的を実施し結果を記録すること。
機構が必要に応じ、点検・清掃状況を確認することがある。

電気事業法による自家用電気工作物の保安管理について

電気事業法により、店舗側の電気工作物も機構の電気主任技術者の保安管理の範囲となるので、電気主任技術者が、電気工作物の技術基準を定める省令に適合しないと判断した場合速やかに技術基準に適合するように修繕を行わなければならない。
上記により、電気主任技術者が危険と判断した場合、電気の使用の中止措置(停電)を講じることがある。この場合において、休業補償等は、行わない。
また、機構が行う電気設備等の点検・工事等による停電には、これに協力すること。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律について
運営事業者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の特定連鎖化事業者の場合は、機構のエネルギー管理員に、特定連鎖化事業者の消費したエネルギー等について報告を行うこと。

防火管理について

運営事業者は、店舗の火元責任者を定め、機構の防火管理体制の下で防火管理に努めること。火元責任者を定め、又は変更した時は速やかに担当課に書面により報告すること。
また、自主的に火災・地震等を想定した訓練を実施すること。
機構側の訓練に参加を要請された場合は、これに参加すること。

電気・水道使用量について

毎月指定日に、電気・水道等の使用量について機構、運営事業者、双方立会いの上、水量計・電力量計の指示値を確認する。この指示値と前回指示値の差を使用量とする。
水量計・電力量計の不具合等により使用量が不明な場合は、前年同月、前月の使用量を参考に使用量を協議し決定する。
水量計・電力量計は、計量法による検定付とする。尚、検定期間外となる前に事業者にて取替を行うものとする。